

# 高石市開発協議フロー図



## 標準処理期間

協議合計期間		市要綱協議のみ	6週間+各課協議+その他手続
		市要綱協議+29条開発許可	8週間+各課協議+その他手続
		市要綱協議+道路位置指定	6週間+大阪府処理期間 +各課協議+その他手続
建基法関係		建築確認申請（建築物）	市経由3日+消防同意3日～1週間程度
		建築確認申請（工作物）	市経由3日
	※	43条許可申請書（建築物）	市経由3日+消防同意3日～1週間程度
都計法関係		29条開発許可	1ha未満 14日
			1ha以上 21日
		35条の2変更許可	14日
		36条工事完了届出書	検査終了後、検査済証交付まで14日
		37条建築承認	7日
		45条地位継承の承認	7日
	※	53条建築許可	14日
	※	60条開発不要証明	7日

○上記のうち、「※」マークの書類については、原則としてフロー図における「協議済の協議事項書提出」以降に受付します。また、処理期間については標準的なもので、規模や内容により変わることがあります。審査のために必要な書類を求める場合にあつては、申請者がその求めに対応するまでの期間は含まれておりません。

○大阪府が開発許可を行う場合（開発区域が他市にわたる場合又は市街化調整区域での開発行為等）は、内容に応じて手続きの流れを判断させていただきます。